資料1

# 令和８年度　市の施策として取り組むべき課題について（各区からの報告）

| 類型 | No. | 区名 | 件名（標題） | 検討件数 | 概要 | 課題認識（現状） | 区における取り組み状況 | 市の施策として取り組むべき課題と考える理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 相談支援体制 | 1 | 西淀川区 | 計画相談支援利用率について | | 計画相談支援利用率の向上に向けた方策の検討 | ここ数年、大阪市の計画相談支援利用率については、約50%前後を推移している。地域の相談支援事業所数は増えていると思うが、一方で、障がい福祉サービスを利用する人数も増えてきているため、利用率が上がらないのではないかと考えている。国としては、障がい福祉サービスを利用する人すべてに計画相談員をつけることを目標としていたと思うが、大阪市としてはどのように考えているのか。 | 計画相談員を増員してもらうべく、相談支援事業所部会では、各事業所に相談員を増員してもらえるように働き掛けている。 | 各区レベルでは相談支援事業所部会等で働きかけ、相談員の増員を考えていると思うが、相談支援事業所単体では報酬的にも経営が難しいこと、1人事業所では相談員がしんどくなってしまい、継続できない等の要因が考えられる。<br>また、福祉サービスを利用したい需要は上がっているが、受けられない人手の問題も大きい。各事業所、各区だけではなく、大阪市レベルでの取り組みを考えるべきではないか。 |
| | 2 | 生野区 | 基本相談のみでの計画相談の利用 | | 計画相談支援における基本相談が報酬上評価されない構造的課題への対応 | 相談支援は制度上「計画相談につなぐ」ことを前提としているが、実際には福祉サービス利用に至らない相談ニーズが多数存在し、基本相談のみが継続するケースが増加している。<br><br>現場では、生活上の困りごと（書類作成、窓口同行、金銭管理、医療調整）、入院・中断・家族関係など、サービス外の課題、関係機関の支援不全による相談支援への集中といった理由から、基本相談が継続するケースが増加、結果として相談支援事業所に負担が集中している。<br>計画相談は、基本相談には報酬が設定されておらず、相談支援事業所が無償で対応せざるを得ない状況が続いている。<br><br>また、相談窓口（区役所・関係機関）でも、サービス利用につながらない相談や制度の狭間で行き場のない相談等、困難ケースの一次受けが増加しており、これらの相談ほど基本相談に留まりやすく、関係機関の支援が機能しない場合には相談支援に負担が集中し、基本相談の範囲が拡大しすぎている。 | 相談支援事業所において、現場の相談事例の収集を行うとともに、協議会等で共有、課題把握を行うほか、区役所窓口において課題を踏まえた対応を行う。 | 基本相談の制度的位置づけ及び報酬体系の見直しは構造的課題であり、市レベルでの検討が必要であると考えるため。 |
| | 3 | 東成区 | 地域生活支援拠点等登録事業所にかかる連携 | | 緊急時における地域生活支援拠点等の事業所間連携及び地域自立支援協議会との連携にかかる好事例の共有化 | 地域生活支援拠点等登録事業所において、今後緊急時における事業所間の連携を行う必要がある。<br>また、東成区地域自立支援協議会との連携も行っていく必要がある。 | 令和８年６月１２日の東成区地域自立支援協議会において、３事業所の申請に対する同意を行っており、今後登録される予定である。<br>また、今回の登録を契機に、登録事業所の拡充を図っていく予定である。 | 登録事業所間や区地域自立支援協議会との連携について、模範となる事例を収集し各区に共有することにより、当事業を底上げすることができると考える。 |

| 類型 | No. | 区名 | 件名（標題） | 検討件数 | 概要 | 課題認識（現状） | 区における取り組み状況 | 市の施策として取り組むべき課題と考える理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地域移行 | 4 | 都島区 | 地域移行を進めるための市と福祉サービス事業所の共同検討について | | 地域移行にかかる市と事業所による効果的な取組の検討及び事業周知 | 施設や精神科病院からの地域移行が、ほとんど進んでいない。<br>人材も十分ではなく、繁忙の中、現状では行き詰まりを感じる状況となっている。 | 昨年度は『都島から地域移行を考える』、今年度は『事例検討を通じた対話の場　都島から地域移行を考える』等の研修会を実施するなど、事業所の意識や知識の向上を図っている。 | 市で行っている取組みの周知も含め、市と事業所で意見交換を行い、事業所の意欲が発揮できる地域移行施策を一緒に考える必要があると考えるため。 |
| 地域自立支援協議会 | 5 | 東住吉区 | 法定会議（地域自立支援協議会）の対象者について | | 障がいが疑われる人にかかる関係機関の情報共有、連携に向けた、地域自立支援協議会の個別事例検討対象者の定義の再考 | 何らかの障がいが疑われるが、医療機関の受診がなく、医師の診断を受けていない方について、法定会議（地域自立支援協議会）の対象者とすることができず、また個人情報使用にかかる本人同意を取ることも困難なため、関係機関による連携が十分に図れていない現状にある。<br>障がい者基本法では、障がい者の定義は手帳の有無や福祉制度の利用だけで判断されるものではないため、大阪市として福祉現場の実態に即して対象者を定義してほしい。 | 特になし | 区単位で解決できない課題であるため |
| 障がい児支援 | 6 | 中央区 | 18歳到達後の障がい福祉サービスへの円滑な移行について | 1 | 18歳到達後に円滑に障がい福祉サービスが利用できるようタイムスケジュールの明示も含めた勧奨方法の検討 | 成人期の障がい福祉サービスにスムーズに移行していくには、いつ、何を手続きすればよいのかということについて、保護者や学校関係者等に適切に情報提供されていない。 | 障がい児相談支援を利用している方々には、18歳到達以降のサービス利用について相談支援専門員から適切なタイミングで情報提供が一定されていると考えているが、セルフプラン利用者への周知するタイミングは限定的（15歳以降の更新申請勧奨の際）であり、より効果的な周知について検討してまいりたい。 | 成人期サービスの利用を開始するにあたり、特に障がい支援区分認定にはかなりの時間を要することから、18歳到達後すぐにサービスを利用するには、いつ手続きに着手すべきか。また、いつから手続きが可能なのか等、タイムスケジュールを明示し、手続き勧奨することで円滑な移行に繋がると考える。 |
| | 7 | 西淀川区 | 支援学校等へ通うこども送迎について | | 特別支援学校への送迎サービスの検討 | 障がい児を抱えた共働きの家庭が増えている。こどもに障がいがあっても、親が働く権利は当然認められるべきと考えるが、障がいがあるがゆえに、学校や送迎バスの集合場所までの送迎を親がしないといけないという状況で仕事が続けられないとの相談も多い。支援学校が個別に子どもを送迎することは難しく、大阪市では移動支援での送迎は認められていないので、どうしても保護者に対応を求めることになってしまう。今の社会の状況を鑑み、両親が働きながらもこどもが安心して教育や療育を受けられるように、移動支援での送迎を認める、他の代替手段を考える等の対応を考えもらえないか。 | | 昨今、共働きの家庭が増えている中で、支援学校や送迎バスまでの送迎は保護者がしなくてはいけない状況が親の仕事、働く権利を妨げていると考える。自転車における交通違反の制度が厳しくなった（二人乗り原則不可等）ことで、自転車で送迎ができなくなり、より顕著に現れている。障がいがあるから保護者が対応するのを当然とするのではなく、移動支援にて送迎バスのバス停や支援学校までの送迎を認める等、大阪市として、対応を考えてもらいたい。 |

| 類型 | No. | 区名 | 件名（標題） | 検討件数 | 概要 | 課題認識（現状） | 区における取り組み状況 | 市の施策として取り組むべき課題と考える理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 障がい児支援 | 8 | 生野区 | 放課後等デイサービスと学校・園の連携強化 | | 放課後等デイサービスと学校・園が利用者の生活状況の共有や支援に向けた連携を円滑に行うための仕組みの検討 | 現状と課題：放課後等デイサービスの事業所急増に伴い、学校・園との間での送迎時における連絡体制や役割分担において、一部で連携上の課題が生じている。<br>懸念点：現場間の情報の齟齬や連携不足は、結果として子ども本人への一貫した支援を損なう恐れがある。<br>今後の方向性：子どもを中心に据えた、学校・園・事業所の三者による「顔の見える連携」と、共通のルール作りが必要である。 | 関係機関（相談支援・学校・事業所）による事例共有と連携の勉強会<br>具体的な内容：相談支援事業所、学校・園、放課後等デイサービスなどの各現場が抱える「連携上の困りごと」や「支援事例」を持ち寄り、互いの役割理解を深める勉強会を検討する。 | 課題解決に向けて、他部局との連携、調整が必要であると考えるため。 |
| | 9 | 生野区 | 相談支援体制の充実と周知の必要性について | | 児童期を支援する相談支援事業の充実に向け、事業所や相談支援専門員の確保、事業周知、及び効果的な福祉と教育等の連携について検討 | 現状と課題：18歳までの児童期を専門的にフォローできる相談支援事業所が不足しており、早期の支援計画作成に繋がりにくい状況にある。<br>懸念点：保護者側が相談支援制度の役割や必要性を知る機会が乏しく、結果として適切な福祉サービスを受けられないまま孤立してしまうリスクがある。<br>今後の方向性：相談支援事業所の確保とともに、乳幼児健診などの早期段階から制度を周知する仕組みづくりが求められる。 | 関係機関（相談支援・学校・事業所）による事例共有と連携の勉強会<br>具体的な内容：相談支援事業所、学校・園、放課後等デイサービスなどの各現場が抱える「連携上の困りごと」や「支援事例」を持ち寄り、互いの役割理解を深める勉強会を検討する。 | 18歳までの児童期を専門的にフォローできる相談支援事業所の確保策について、相談支援専門員のさらなる拡充に向け、大阪府とも協議し検討する必要があるため。また、区域を越えて全市広域的に周知することで利用者の利便性の向上に資すると考えるため（区域を越えた利用ができる）。 |
| | 10 | 城東区 | 児童計画相談支援増を含むこどもへの支援拡充 | | 児童期を支援する相談支援事業の充実に向け、事業所や相談支援専門員の確保及び効果的な福祉と教育等の連携について検討 | 城東区は市内において乳幼児の人口増加率が高く、比して児童障がい福祉サービスの要望が年々高くなってきています。（区内放課後デイも６６か所に増加）<br>にもかかわらず、児童計画相談支援の計画受給者は２５％を切る状況にあり、大阪市全体でも５３％とまだまだ低い状況にあります。<br>不登校相談、医療的ケア児対応の計画相談についても同様です。<br>児童への各種支援の拡充が急務と考えます。 | 協議会として児童部会、相談支援部会でその要因を含めて討議をすすめ、とりくみを検討していますが、この数年、増加する要望に追いつけていない状況です。区子育て教育との連携も行っていますが、家庭児童相談員も欠員が続いており、家庭での養育に困難性が高い児童も増え、対応にも専門性がもとめられる状況にあります。 | 大阪市としてこの状況を検討いただき、多種、多様な支援の必要なこども（親）支援への専門的人的拡充を含めて総合的に改善を図ることを検討いただきたいと考えます。<br>事業所では学校連携にも日々、難しさに直面しています。教育機関との連携がはかれるシステムの構築ももとめられています。 |
| | 11 | 生野区 | 児童精神科の不足と医療連携のミスマッチ解消 | | 通院先を小児科から児童精神科に変える際に、思春期外来の不足等により円滑な受診が困難になることについて検討 | 現状と課題：区内に児童精神科がなく、近隣の専門医療機関も待機期間が長期化しています。そのため、一次的な対応を地域の小児科が担っている実態がある。<br>懸念点：小児科での診断後に状態が落ち着いている場合、専門的な精神科医療への移行タイミングを逸しやすく、症状が複雑化する思春期以降にスムーズな受診（服薬調整等を含む）が困難になる事例が見受けられる。<br>今後の方向性：小児科から児童精神科への円滑なバックアップ体制の構築、および思春期の二次障がいを予防するための医療ネットワークの強化が急務である。 | | 課題解決に向けて、他部局との連携、調整が必要であると考えるため。 |

| 類型 | No. | 区名 | 件名（標題） | 検討件数 | 概要 | 課題認識（現状） | 区における取り組み状況 | 市の施策として取り組むべき課題と考える理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 認定調査 | 12 | 都島区 | 主治医がいない方、定期受診のない方の区分認定における医師意見書作成について | | 主治医がいない知的障がい者や身体障がい者の障がい支援区分の認定にかかる医師意見書作成協力医がいないことについて検討 | 知的障がいの方や身体障がいの方で（出生時からの障がいで障がい固定されてる方に多い）、ずっと医療機関に掛かっておらず、主治医がいない場合、支援区分申請にかかる医師意見書を記入してもらえる医療機関を探すことが困難な場合がある。こういった場合に協力してもらえる医療機関が必要と考える。 | かかりつけ医のいない、定期受診の無い方のケースにも対応してもらえる医療機関を相談支援事業所もあたるが、断られ続け、協力して頂ける医療機関を見つけることが非常に困難となっている。 | かかりつけ医がいなかったり、定期受診の必要性がない方が、区分認定のための医師意見書作成を依頼すると断られてしまうケースに対して、市として確実に協力してもらえる医療機関と連携できる仕組みが必要と考えるため。 |
| 就労 | 13 | 住吉区 | 就労系事業所をめぐるこの間の問題への対応について | 5 | 就労継続支援事業所の在宅利用の規制策の検討 | これまで就労系の在宅利用の課題について、各区でも一定数の事業所が不適切な在宅利用であることが把握されてきたが、今回「絆ホールディングス」の問題によって明らかとなり、全国的な問題としてクローズアップされることとなった。しかし絆ＨＤ問題でも根本となっている在宅利用の問題については、今後国が的確に規制できるのかわからない状況にある。現状、大阪市では在宅利用について、事業所が利用者の必要性を添えて申請しさえすれば区では支給決定せざるを得ない状態にあり、新規事業所の総量規制をしても在宅利用の不正受給は広がり続けることが懸念されている。<br>またこの間、在宅利用を謳いながらも実際には「何もしない」環境下におかれた当事者は、結果として就労意欲を奪われてしまっており、新たな就労系事業所につなげていくのは簡単なことではない。これは、社会的な問題であり、当事者に対する虐待問題とも言えることから、同じ事態が起こらないように、大阪市において在宅利用の規制策を急ぎ設けるとともに、在宅利用者を適切な受け皿へつなぎ直す仕組みを設けるべきである。 | 区の協議会において、絆ホールディングスの課題や不適切な在宅利用の疑いある事業所情報の共有などを行ってきた。しかし、大阪市として在宅利用の規制策を設けないかぎり、区だけでは在宅利用を規制することは困難な状況にある。 | 大阪市のルールとして、就労系事業はコロナ禍前の「原則、通所利用」に戻し、在宅利用は真に必要な場合に限り、市で審査・決定する仕組みを設けるなど、「大阪市独自の規制策」を、今年度市で検討されるアクションプランにおいて早急に実現して頂きたい。<br>また不適切な在宅の利用者等、就労意欲を削がれた当事者のフォローと、他の制度や適切な事業所へつなぎ直していくために、市区と支援事業所が連携する仕組みづくりについても検討して頂きたい。 |
| | 14 | 東住吉区 | 就労継続支援B型在宅利用にかかる適切な支給決定手順について | | 就労継続支援B型在宅利用にかかる統一的な支給決定手順の検討 | 65歳以上の高齢者の在宅利用申請が増加しているが、区役所窓口での審査基準の厳格化が求められる。他都市では、本人の利用意思の確認、事業者からの詳細な聞き取りなど、真に必要とする方のための制度利用とするため、在宅利用の支給決定に関して厳格な対応を徹底されている。<br>24区で審査基準にバラツキが生じるのは利用者の不利益となるため、大阪市として統一的な線引きをし、適切な支給決定手順を定めることが不可欠である。 | 特になし | 区単位で解決できない課題であるため |

| 類型 | No. | 区名 | 件名（標題） | 検討件数 | 概要 | 課題認識（現状） | 区における取り組み状況 | 市の施策として取り組むべき課題と考える理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 住宅施策との連携 | 15 | 住吉区 | 居住支援法人との連携について | 2 | 居住支援法人との連携のあり方について、相談支援事業所等への周知、啓発の検討 | 相談支援での住宅探しの支援の際、居住支援法人との連携が増えている。家を探すというところまでは一定支援が進む一方で、一部の居住支援法人については障がい者への理解が不足していたり、ただ住宅につなげるだけであったり、法人関係の事業所を使うことを入居要件とするなど囲い込みではないかと思われるところもある。区内相談支援専門員にも居住支援法人の情報を共有しているが、「対応が不十分で事業運営に疑義を感じる事業所もある」という報告も受けている。 | 協議会の相談支援部会にて居住支援法人との関わりについて、相談支援事業所に対してアンケートを実施（総数40事業所程度）。居住支援法人と関わりのある事業所は非常に少なかったが、7件の回答があり、そのうち5件については「あまりよくない」という評価であった。 | 居住支援法人との連携において、居住サポート住宅の展開も合わせて、今後も福祉との協働も期待されているところではあるが、単なる住宅貸しや囲い込み等も懸念されることから、市として居住支援法人や居住サポート住宅との連携について、住宅部局や居住サポート住宅の指導担当である高齢運営指導とも連携して、各法人の状況把握を行い、相談支援事業所等での適切な連携のあり方について検討し、相談支援事業所等に周知・啓発していただきたい。 |
| 強度行動障がい | 16 | 住吉区 | 行動障がいのある障がい者の受け入れができるグループホームの情報整理と共有 | 3 | 行動障がいなど、介護が必要な障がい者を受け入れているグループホームの情報を相談支援事業所に提供する仕組みの検討 | 地域のグループホームの総数は充足している一方、行動障がいのある障がい者や、常時介護が必要な障がい者の受け入れができるグループホームはほとんどない。相談支援事業所でそういった当事者の受け皿を探す際には、グループホーム一覧から一件ずつ問い合わせしていくしかなく、相当な労力を要している。行動障がいや重度障がい者など、介護が必要な当事者を受け入れているグループホームの情報を一覧化して相談支援事業所に情報提供する仕組みが必要である。 | 区においては各グループホームで受け入れている入居者の障がい状況や障がい種別を確認して一定数把握しているが、全グループホームの詳細な状況までは把握できていない。 | 重度障がい者支援加算を算定しているグループホームや、個別ホームヘルプ利用を実施しているグループホームについて、指定届出状況から「事業所一覧」に掲載し、区や相談支援センター等に情報提供する仕組みを設けて頂きたい。 |
| グループホーム | 17 | 淀川区 | 障がい者が望む居住の場の確保に向けたGHの支援体制の充実 | 5 | 強度行動障がいの専門知識を持つ人材確保が必要。グループホームの適正な運営、支援のための指導体制の強化が必要 | 強度行動障がいのある方がGH入居を希望しても、強度行動障がいの専門知識を持つ人材が不足しており、アセスメントに基づいた支援が定着しておらず、体験入居から本入居に繋がらない事が多い。自傷・他害が激化した際に緊急的に受け入れる連携ルートが確立されておらず、受け入れにあたり不安がある事業所も少なくない。また、一部のグループホームの不適切な運営や突然の事業廃止等により、住み慣れた住居を突然喪失するケースがあり、本人の望む生活の意向確認が限られた時間では不十分であり、不本意な転居を余儀なくされる等生活の安定が脅かされるケースが見られる。 | 区地域自立支援協議会において、強度行動障がいのある方への支援について事例発表等の研修開催を行い、事業所間の連携・支援力の向上の取り組みを行っている。また、グループホーム職員の支援力向上や事業所間でのネットワーク構築に向けて、令和８年度よりグループホーム分科会を開催予定としている。 | GHの支援体制の充実には、GHにおいて適正な運営および利用者への適切な支援の確保に向けた指導体制の強化も必要と考える。指導体制の強化については区の取組では困難なため、市の施策として取り組む必要があると考える。 |

| 類型 | No. | 区名 | 件名（標題） | 検討件数 | 概要 | 課題認識（現状） | 区における取り組み状況 | 市の施策として取り組むべき課題と考える理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| グループホーム | 18 | 生野区 | 生野区における共同生活援助事業所（それに類する住居と支援を提供する事業所）の支援に関して | | 支援の質の向上に向けた共同生活援助事業所の実態把握と研修体制の整備が必要 | 生野区では、共同生活援助事業所の急増、とりわけワンルーム型を活用した事業形態の拡大により、事業の福祉機能が形骸化し、支援がない状態に陥っていることが深刻な課題となっている。<br>事業所の増加に伴い、他府県、他市町村からもインターネット等で情報を検索し、事業所利用につながっている状況もみられる。<br>とくに、利用者の生活を最も身近で支える「世話人」の障がい特性や必要な支援スキルに関する教育・知識がないまま、低賃金で雇用されている実態がみられ、支援の質を大きく低下させている。<br><br>さらに、一部の事業者では、福祉理念よりも収益確保を優先する姿勢が顕著であり、アセスメントに基づく個別支援や自立支援の取組みが不十分なまま、生活支援が極めて限定的となる運営が行われている。<br>こうした状況により、本来、障がい者が安心して地域で生活を営むための基盤となるべき共同生活援助の役割が十分に果たされていない。<br><br>こうした課題を踏まえ、地域としては、共同生活援助事業所の実態把握を進めるとともに、利用者に直接支援を行う支援者（世話人等）に対する研修体制の整備や質の向上を図ることが求められる。 | グループホームの急増に伴い、各事業所において利用者からの相談や状況の実態把握を進め、世話人の教育不足・低賃金などの課題を協議会で共有し、当該実情を局に上げていく。 | 事業所の質の管理・研修体制整備は市レベルの監督・支援が不可欠であり、地域生活の基盤であるGHの質確保は市の責務であると考えあるため。 |
| | 19 | 生野区 | 令和７年度から義務化された地域連携推進会議の実施におけるプライバシーの保護について | | プライバシー保護のため、地域連携推進会議実施のためのより詳細なマニュアルが必要 | 地域に開く一方で利用者のプライバシーをどう守っていくか。<br>会議の視察などで見知らぬ人がリビングや共用部に入ることで、利用者が緊張したり、パニックを起こしたりするリスクがある。<br>「自分の家なのに、誰が来るか選べない」という状況はプライバシー権の侵害に繋がりかねない。 | 令和８年度の部会において地域連携推進会議の勉強会を実施して各場の状況を共有する予定 | 地域連携推進会議の実施における、利用者のプライバシー権を侵害しないための一定のマニュアルが必要と考えるため。 |

| 類型 | No. | 区名 | 件名（標題） | 検討件数 | 概要 | 課題認識（現状） | 区における取り組み状況 | 市の施策として取り組むべき課題と考える理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 触法ケース | 20 | 住吉区 | 触法ケースの地域支援課題 | 2 | 触法障がい者を受け入れる事業所への研修等が必要。地域の支援事業所が刑務所等出所前に本人情報を共有し円滑な受け入れが可能となるような仕組みや、地域での支援や対応のあり方を共有、検討できる仕組みが必要 | 触法ケースの地域移行を進めるにあたり、地域での受け皿となる支援事業所側の、触法障がい者の受け入れに向けた理解と基盤づくりを合わせて進める必要がある。受け入れ側においては「触法障がい者を受け入れることができるか？」という不安や理解不足があり、受入れ事業所への啓発が必要となっており、また既に受け入れて支援している事業所への支援の質の向上を高める取り組み等も必要となっている。<br>また、この間提起してきた刑務所・拘置所等の矯正施設側からのアセスメント情報等の共有についても、まだまだ個々にバラつきがあり、この間矯正施設側での更生支援が不十分なままでの地域への丸投げも見られることから、矯正施設側からの情報共有や、それぞれの役割分担の明確化と合わせ、しっかり連携できる仕組みを構築していく必要がある。 | 2026年度に区地域自立支援協議会の事業所研修会で、2回に渡って触法障がい者の支援、理解に関する研修を実施する予定（大阪府地域生活定着支援センターと有識者へ依頼）。 | 大阪市においては、触法ケースの地域移行について、重点施策として位置付け取り組んでいく方向とされているが、まだまだ進んでいない。障がい福祉として、基幹センターや定着支援センター、支援事業所に丸投げすることなく、触法障がい者の円滑な地域移行と再犯防止につながる仕組みを構築する責任をしっかりと果たして頂きたい。<br>①受け入れ事業所側への触法障がいの理解と地域連携が必要であることから、各基幹相談支援センター等だけでなく指定障がい福祉事業所向けの啓発・研修等の取り組みを広げ、触法障がい者の受入れ基盤を整備して頂きたい。<br>②大阪刑務所では既に堺市、保護司会、鑑別所と協定を結び、出所前に本人情報を共有して円滑な受け入れが可能となるような仕組みを設けていると聞く。大阪市でも同様に刑務所や拘置所等と、本人のアセスメント情報等を支援事業所と共有し、それぞれの役割分担の明確化の下、連携できる仕組みを早急に構築して頂きたい。<br>特に地域の支援事業所では、再犯防止のためにも本人が安定した地域生活を送られるよう、どのように支援するかが中心課題となるため、矯正施設からは、本人の生育歴や障がい特性等との関連での犯罪に至った経過の分析等のアセスメント情報、それをふまえた矯正施設での更生支援の状況等の情報を提供し、地域での支援・対応のあり方について共有・検討できる仕組みを設けて頂きたい。 |
| 移動支援 | 21 | 生野区 | 移動支援事業所は多いが、対応できる事業所がほとんどない | | 施設入所している知的障がい者、身体障がい者の移動支援の対象要件の緩和 | 移動支援は、障がいのある人が地域で自立した生活を送り、外出や社会参加を行うために不可欠な必須事業である。しかし、報酬単価が1,900円と極めて低いためヘルパー不足が深刻化し、事業運営そのものが困難な構造となっている。<br><br>大阪市には事業所一覧があるものの、利用者が希望する曜日・時間にサービスを利用できない状況が生じている。また、入所している知的障がい者や身体障がい者は対象要件が厳しく、支援が必要であっても利用できないケースがある。<br>その結果、外出機会の減少、社会参加の制限、地域生活への影響が生じており、サービスの充実、人材確保、利用しやすい仕組みづくりが求められている。 | 事業所間で連携し、制度の狭間にあるケースの相談対応及び、利用可能枠の確認を行うとともに、利用者の声を収集し、協議会等における共有、課題把握を行い、局に上げていく。 | 地域生活の基盤である外出支援が崩壊しており、制度の運用改善・人材確保策が市レベルで必要と考えるため。 |

| 類型 | No. | 区名 | 件名（標題） | 検討件数 | 概要 | 課題認識（現状） | 区における取り組み状況 | 市の施策として取り組むべき課題と考える理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 移動支援 | 22 | 住吉区 | 移動支援事業所の減少問題について | 4 | 移動支援の報酬単価の増額や、行動援護事業所を増やすための研修実施の検討 | この間、大阪市の移動支援の単価（1900円）の低さから、移動支援を廃止する事業所が増えており、また移動支援の派遣件数を増やせば増やすほど赤字となるため、新規利用者を受入れる事業所も減っており、移動支援の利用調整が難しい状態が続いている。また行動援護を実施する事業所も減少しており、行動援護対象者も含め、障がい者の外出機会を保障することが困難になってきている。 | 区で取り組んでいるものはなく、移動支援や行動援護の利用希望者を受け入れてくれる事業所情報等を、相談支援事業所間で共有する等して対応をしているが、利用調整が非常に困難になっており、相談支援事業所が替わりに外出同行せざるを得ない状況に陥っている。 | 移動支援の基盤の維持が厳しくなっている問題は、ここ数年来、各区からも指摘されているところであり、移動支援単価の大幅アップ等の改善策について、今年度、市で検討されるアクションプランにおいて検討し、必ず次年度には実現して頂きたい。<br>また、行動援護を実施する事業所を増やすために、行動援護実施事業所から実例を報告してもらう研修を実施するなど、実施事業所基盤の拡充策も合わせて検討頂きたい。 |
| 通院等介助 | 23 | 東住吉区 | グループホーム入所者による通院等介助の利用限度について | | グループホーム入所者の通院等介助の利用限度の検討 | 大阪市では、GH入所者による通院等介助の利用は月2回（計4時間）が限度となっており、主治医が遠方の医療機関の場合や複数科を受診する必要がある場合など、GHスタッフの対応には限界があるため、結果として利用者が必要とする医療を受けられていない実態がある。<br>居宅生活者と異なる取扱いとする理屈に乏しく、利用者ニーズと制度運用が合っていないため早急な改善を要する。 | 特になし | 区単位で解決できない課題であるため |
| 人材不足 | 24 | 港区 | 障がい者の自立の促進や生活の質の向上を図るため、移動支援をはじめさまざまな福祉サービスを担う人材を増やすような取り組みの実施が必要 | 4 | ヘルパーの資格取得やヘルパー募集のための事業所への補助等、人材確保の取組みが必要 | 近年、港区では障がい福祉サービスの移動支援事業や居宅介護・重度訪問介護などのサービスの利用を希望する方に対し、区内の事業所や担い手が不足しています。現在稼働するヘルパーの年齢も若年層は少なく、中高年のヘルパーが中心にサービスの提供にあたっており、今後、安定的なサービスの提供に支障をきたすことが見込まれます。<br>行政と事業者が協力して、この課題の解決方法を見つける必要があります。ヘルパー資格取得、ヘルパー募集のための事業所の補助等、障がいのある方を支える人材の確保を検討してください。また、移動支援事業についても、有資格者を増加させ有用な制度となるよう検討してください。<br>また、これを通じ、今後も障がい福祉に関わる人材の増加とともに、その質の向上にもつながる取り組みを検討する必要があります。 | 移動支援事業だけではなく、サービス全般においてのヘルパーの人材不足については、必要な介護や支援を受けることができず、直ちに生活に影響されることから、安定した人材確保が重要な課題であると考えます。<br>港区社会福祉協議会が区内の小中学校にて福祉を知ってもらうための出張授業を行い、福祉への理解を深める取り組みを行うなどの取り組みを行っていますが、区単体での取り組みには限界もあります。 | 国の指針に基づき、大阪市でも研修を行うなどの取り組みが実施されていますが、港区内や大阪市内のみならず、全国的な問題であることから、引き続き人材確保の取り組みが必要です。また、人材の養成・確保や質の向上につながるよう、加算項目を見直すなど国に対して働きかけることや、情報周知の強化に向けた取り組みを検討されるよう、併せて要望します。 |

| 類型 | No. | 区名 | 件名（標題） | 検討件数 | 概要 | 課題認識（現状） | 区における取り組み状況 | 市の施策として取り組むべき課題と考える理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人材不足 | 25 | 生野区 | ヘルパー不足について | | ヘルパー不足により、障がい者の地域生活を支える基盤の弱体化につながるため、人材確保や研修体系の整備が必要 | ヘルパー不足は、支援の負荷が高い一方で、研修機会や指導体制が十分に整備されていないこと、短時間勤務中心の収入構造、在宅支援が1対1で始まることによる心理的負担、社会的認知の低さなど、複数の構造的要因が重なって生じている。<br>制度・研修・労働環境・社会的理解の不足が複合的に作用し、職業としての魅力が伝わりにくい状態がある。<br><br>地域生活を支える基盤の弱体化につながり、移動支援の確保が困難、通院介助を担う事業所がない、臨時・単発支援の代替資源が乏しいなど、必要な支援が確保できないために、支援があれば地域生活を維持できるはずの人が、やむを得ず住居系サービスへ移行してしまう事例が増えている。 | 事業所間で連携し、支援が途切れたケースのフォロー及び、可能な範囲での調整を行うとともに、困難事例を収集し、協議会等における共有、課題把握を行い、局に上げていく。 | 人材確保・研修体系の整備は区単位で実施することは非効率であると考えるため、市が横断的に支援基盤を強化する必要があると考えるため。 |
| 日常生活用具 | 26 | 旭区 | 歩行支援用具「あしらせ」の重度障がい者日常生活用具への追加について | | 視覚障がい者の外出支援のため、歩行支援用具「あしらせ」の重度日常生活用具給付への追加 | 視覚障がい者の余暇活動の移動はガイドヘルパーが支援する同行援護サービスが担っています。ところが、利用率はとても低いです。今、視覚障がい者が全国に約32万人いると言われていますが、2023年の４月に同行援護を利用した人は２万6,584人。全体の１割にも満たないです。大阪市の福祉局の統計でも、身体障がい者福祉手帳所持者の視覚障がい者は、2023年で10,017人。その中、2022年実績で、1,343人の月間同行援護利用で全国並みです。多くの視覚障がい者が不安な外出を強いられていると言えます。歩行支援用具「あしらせ」はこの課題解決の道具となり得ます。 | | 足からの振動で、歩行環境を視覚化する「あしらせ」の試みは、画期的と言えます。本体の購入費用とサービス利用料がかかりますが、本体価格は54,000円で、日常生活表具の給付対象としていただくとありがたいです。高齢全盲者には同行援護サービスは生活に欠かせない制度ですが、ロービジョンを含む多くの視覚障がい者には、「あしらせ」は自立と社会参加に有効な道具になると思います。 |
| 防災 | 27 | 西淀川区 | 大地震が起こった時に備えての訓練 | | 障がい特性や設備面から福祉避難所の利用が困難な重度障がい者等が市外・府外の入所施設等へ避難することを想定した災害訓練が必要 | 地震に対する防災訓練は区内においても積極的に行われているが、相談支援の立場からすると、災害時、重度の障がいや医療的ケアの必要な方で家が倒壊し、福祉避難所についても障がい特性から利用が困難、電源等の設備がないなどした場合、府下や他府県の入所施設等への避難といった調整が必要になることも考えられる。こういった場合に、相談支援事業所だけの対応では難しいので区や市との協力が不可欠となる。実際に災害が起こった場合、そういった情報はどこから取るのか、こういった事態を想定した災害訓練を市も含めて企画していただければ、万一の事態に対処しやすくなるのではと考えられる。 | 区内の相談支援事業所では災害時に用いるグループLINEを作って運用している。区とも基幹相談支援センターが同様なグループLINEを作って対応している。 | 府下や他府県の施設や医療機関などのコーディネートというのは、区レベルだけでは限界があり、市が入らないと難しいと思われる。非常時に備えて、何らかのシミュレーションや訓練ができれば、そういう事態に際して、混乱せずに済むと思われる。 |

| 類型 | No. | 区名 | 件名（標題） | 検討件数 | 概要 | 課題認識（現状） | 区における取り組み状況 | 市の施策として取り組むべき課題と考える理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| その他 | 28 | 住吉区 | 不適切な支援や運営の疑いがある事業所情報の把握とアプローチ | 6 | 不適切な支援や運営の疑いがある事業所情報を集約し、基幹センター等や区自立支援協議会と情報共有できる仕組みが必要 | 虐待通報（相談）までには至らないが、利用者・事業所から「○○事業所の支援や運営に不安を感じる」など不適切な支援・運営の疑いのある事業所情報が得られた場合、虐待対応窓口に報告しても単なる「相談」として軽視される事案もあるため、報告することをためらうことがある。不適切な支援・運営の可能性のある事業所の情報はそれぞれの声を集約するようなシステムがなく、通報に至らない場合がある。 | 自立支援協議会や各部会において、不適切な支援・運営の疑いのある事業所の情報等は、事業所名を個別に示した際には共有されることもあるが、他の疑いのある事業所情報は共有できていない。 | この間の絆ホールディングス問題に見られるように悪質な事業所の参入が急増し、従来のような「性善説」に基づいた事業ではもはや成り立たなくなっている。就労系事業所やグループホーム、放課後デイ等の不適切な運営・支援の事業所情報は基幹センター等にも寄せられており、大阪市でも一定把握をしているものと認識している。<br>相談支援や就労移行支援等の事業所から不適切な事業所に、当事者をみすみすつないでしまうことがないよう支援することが権利擁護のためにも必要となることから、市－各区で事業所の実態を把握し、基幹センター・就ポツ等の委託機関や区協議会と情報共有できる仕組みづくりを検討いただきたい。 |
| | 29 | 都島区 | 絆グループの放課後デイサービス等について | | 絆グループの放課後等デイサービス等の利用について、相談支援事業所に対し情報提供が必要 | 絆グループの放課後デイサービス等の現場スタッフが、状況を知らされず、不安を抱えたまま現場対応に苦慮されている。<br>相談支援事業所も、絆グループの放課後デイサービス等を紹介していいものかどうか迷うことが多々あり、放課後デイサービスを利用している子どもさんの保護者も不安が大きくなっている。 | 現時点において、絆グループの就労系に関する文書は市から相談支援事業所へ届いているが、放課後デイサービス等に関する文書は何もなく、情報がないため、噂だけが飛びまわっている状況であるが、そのような中で、できることを行い、支障が出ないよう努めている。 | 市がこの問題をどう把握し、どの方向へ進めようとしているのかを明確にしたうえで、現場対応に必要な情報提供を行っていただきたいと考えるため。<br>（混乱の解消と対応の標準化） |
| | 30 | 北区 | 障がい福祉支援従事者の質的課題について | | 障がい福祉サービスが単なるビジネスではなく、利用者のニーズに応じたサービスを提供できるよう専門的知識を持つ人材の確保と育成、研修が必要 | 障がい福祉サービス等の利用者の増加、多様化するとともに、障がい福祉サービス等を提供する事業者及び従事者が増加する中で、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスを提供する観点から、提供する障がい福祉サービス等の質の確保・向上を図っていくことが重要である。障がい福祉は単なるビジネスではなく、人の命を預かり、人生に寄り添う仕事であること従事者一人ひとりが改めて再認識する必要がある。 | 北区において、自立支援協議会を通じて事業所交流会や従事者研修会等を実施し、従事者の意識、ネットワークの構築、障がい福祉サービス等の質の確保・向上に努めているが、自立支援協議会に参加しない事業者及び従事者も多数見受けられるため、北区だけの取組みでは十分対処できていないのが現状である。 | 自立支援協議会で取組を行っているが、障がい福祉サービス等を提供する事業者が多様化し、一部のサービス等について、質が必ずしも高くないサービスや適切ではない支援を行う事業者及び従事者が増えているとの指摘があり区役所だけでなく、大阪市として人材不足の解消と併せて、専門知識を持つ人材の確保と育成、質的課題の解消のための全体的な研修会、勉強会の実施、監査の体制の充実を強く希望する。 |